

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

那須町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 各地域の現況

旧那須村地域は、本町の行政、産業、流通の中心的役割を果たす拠点地域であり、農業においても水稲を中心とした振興が推進されている。今後においても農業地帯としての振興及び農業生産基盤の整備を図る必要がある。

旧芦野町地域は、特定農山村地域に指定されている中山間地域で、歴史的資源に恵まれた地域である。また、水稲を主体とした農林業の振興促進と歴史的景観を活かした地域づくりが行われている。

旧伊王野村地域は、旧芦野町地域同様に特定農山村地域に指定されている中山間地域である。主な産業は水稲や八溝材で有名な林業があげられ、農林業を促進するとともに地場産業育成・発展に努めている。

特に旧芦野町及び旧伊王野村においては、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これらを補正する取組みを行うことが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧那須村区域	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業
②	旧芦野町区域	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業
③	旧伊王野村区域	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第1号（多面的機能支払）事業の実施にあつては、栃木県等で構成される推進組織へ参画することとする。

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1 法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業について、次のとおり定める。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

伊王野地区、芦野地区

那須地区(栃木県知事が地域の実態に応じて指定する地域)

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 町長の判断によるもの

緩傾斜農用地については、田1/50以上1/20未満の傾斜農用地を対象とする。ただし、栃木県知事が地域の実態に応じて指定した那須地区は、急傾斜農用地と物理的に連担して一団のまとまりを構成していること。

(2) 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

また、認定農業者に準ずる者として町長が認定する者は、次のいずれかに該当する者である。

ア 年間農業従事日数が150日以上の農業者

イ 那須町の平均経営面積以上の農業者

ウ 年間農業所得が100万円以上の農業者

(3) その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとする。